

高齢者の方への主な福祉施策

市で行っている高齢者の方などへの主なサービスや助成制度についてご案内します。
※サービスの提供には、訪問調査のうえ決定する事業があります。

▶ 高齢者支援課 ☎ ☎ 042－420－2810

事業	対象／内容
高齢者見守り 配食サービス	昼食を週 6 回(月～土)のうち必要と認められた曜日に配食 ※自己負担：実費の 2 分の 1 ☎ 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上のみの世帯で、必要と認められた方
ねたきり高齢者等 寝具乾燥サービス	月 1 回、寝具乾燥サービス車が家庭を訪問 ※自己負担： 1 割(生活保護受給者などを除く) ☎ 65歳以上のねたきり高齢者またはそれに準ずる方
認知症及び ねたきり高齢者等 紙おむつ 給付サービス	自宅に紙おむつ(種類により枚数制限あり)を配達 ※自己負担： 1 割 ※紙おむつ助成金交付サービスと同月での利用不可 ☎ 常時おむつを使用されている40歳以上で、次の①または②に該当する方(生活保護受給者などを除く) ①ねたきりまたはそれに準ずる状態 ②認知症により重度の介護が必要な状態
高齢者等 紙おむつ助成金 交付サービス	月額4,500円を上限として助成 ※紙おむつ給付のサービスと同月での利用不可 ☎ 40歳以上で、介護保険認定において要介護 1 以上の認定を受け、医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院または病院が別途委託している業者などに支払っている方(生活保護受給者などを除く) ※ドラッグストアなどで購入し、持ち込んだ紙おむつを除く
ねたきり高齢者 理・美容券 交付サービス	理・美容師の訪問により、散髪・整髪またはカット・シャンプーを受けられるサービス券を申請月に応じて年 4 枚まで交付 ※自己負担： 1 割(生活保護受給者などを除く) ☎ 65歳以上で、ねたきり高齢者またはそれに準ずる方
高齢者救急 代理通報サービス	救急代理通報の機器(貸与)を通して緊急事態を受信センターに通報 ※自己負担： 1 割(生活保護受給者などを除く) ☎ 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上のみの世帯で、慢性疾患などがあり常時注意を必要とする方 ※世帯の場合は、世帯全員に慢性疾患がある場合が対象(医師の意見書が必要)
高齢者住宅用 防災機器 給付サービス	火災警報器(2台)・自動消火装置・ガス安全システムまたは電磁調理器のうち、必要と認められる機器を給付(設置) ※自己負担：設置費用の 1 割相当分 ※壁の材質により設置できない場合あり ☎ 65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上のみの世帯で、認知症など心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要と認められる方
認知症高齢者 徘徊位置 探索サービス	介護者に対して位置情報専用探索器を貸与 ※自己負担： 1 割(生活保護受給者などを除く) ☎ 65歳以上で、認知症による徘徊行動が著しく、介護保険認定で要介護・要支援の認定を受けた方または事業対象者の方を介護する在住の方 ▶ 高齢者支援課 ☎ ☎ 042－420－2811
高齢者 入浴サービス	通所による入浴を実施(利用回数は週 1 回まで) ※自己負担： 1 割(生活保護受給者などを除く) ☎ 65歳以上で、介護保険認定で要介護 3 以上の認定を受け、介護保険の通所介護または訪問入浴介護による入浴が困難な方
高齢者等 外出支援サービス	介助員を配置したリフト付きの福祉車両などを用いた外出支援(利用者の居宅を中心とした半径20kmの範囲内) ※自己負担：実車料金(メーター料金)・有料道路料金・駐車料金(所得に応じた減額措置あり) ※生活保護受給者などは一部利用制限あり ☎ 40歳以上で、介護保険認定において要介護 2 以上と認定され、一般の公共交通機関では外出が困難な在宅で居住している方
高齢者 日常生活用具等 給付サービス	日常生活を支援する用具(歩行補助づえ・入浴補助用具・スロープ・歩行器・手すり)を給付 ※給付限度額あり ※自己負担：介護保険負担割合に準じる(生活保護受給者などを除く) ☎ 65歳以上で、介護保険認定で非該当と認定され、用具などの給付が必要と認められる方

事業	対象／内容
高齢者入浴券 支給サービス	市内の公衆浴場の入浴券を月 1 人10枚を限度として支給 ☎ 65歳以上の一人暮らしまたは70歳以上のみの世帯で、いずれも自宅に入浴設備のない方
高齢者 家具等転倒防止器具 取付け等サービス	☎ 65歳以上の方のみの、過去に市の事業で家具等転倒防止器具の給付または取り付けをしていない世帯 ※取付器具は市指定のもので、数に上限あり ※器具によってはネジで固定するため、壁や家具に穴が開きます。
高齢者福祉手技治療 割引券支給サービス	はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧料金割引券(1 回の保険外の治療につき1,000円割引)を申請月に応じた枚数支給 ※自己負担：施術料金から1,000円を差し引いた額 ☎ 65歳以上の方
車いすの貸出	1 カ月を限度に貸与 ☎ 一時的に車いすを必要とする方(介護保険サービスで貸与を受けられる方、施設に入所または病院に入院されている方などを除く)
ささえあい 訪問サービス	市の研修を受講したボランティアが、原則週 1 回の外からの見守りと月 1 回の玄関先までの訪問を行います。 ☎ 65歳以上の一人暮らしの方などで、日頃家族や知り合いなどからの見守りが少ない方(介護サービスや高齢者見守り配食サービスなどの利用により、見守りの体制がある方は利用不可) ※ボランティアによる活動のため、申請後すぐにご利用いただけない場合があります。 ▶ 西東京市地域サポート「りんく」☎ 042－497－4163 ▶ 高齢者支援課 ☎ ☎ 042－420－2811
家族介護 慰労金支給	在宅の高齢者を介護している家族に対して慰労金を支給 ☎ 次の要件を全て満たしている市内の65歳以上の高齢者を介護し、過去 1 年以上市民税非課税世帯に属する家族介護者 ●過去 1 年以上、市民税非課税世帯で要介護 4 または 5 と認定され、介護保険サービスを利用していない(年間 7 日間までのショートステイまたは医療型ショートステイの利用を除く) ●過去 1 年間に延べ90日以上長期入院をしていない ▶ 高齢者支援課 ☎ ☎ 042－420－2814
自立支援住宅改修費 助成サービス	転倒防止などのために、手すりの取り付けや段差解消など ●改修の種類：手すりの取り付け、床段差の解消、滑りの防止・移動円滑化のための床材の変更、引き戸などへの扉の取り換え、洋式便器などへの便器の取り換え、そのほか各工事に伴う必要な工事 ※助成限度額あり。承認前の工事は給付の対象外 ※自己負担：介護保険負担割合に準じる(生活保護受給者などを除く) ☎ 65歳以上で介護保険認定で非該当と認定され、サービスが必要と認められる方
高齢者住宅改造費 給付サービス	介護保険対象外で、必要と認められる住宅改造の費用を給付 ●改造の種類 ①浴槽の取り換えおよびこれに付帯して必要な給湯設備などの工事(ユニットバス・システムバスは要相談) ②流し・洗面台の取り換えおよびこれに付帯して必要な給湯設備などの工事 ※給付限度額あり。承認前の工事は給付の対象外 ※自己負担：介護保険負担割合に準じる(生活保護受給者などを除く) ☎ 65歳以上で介護保険認定で要支援または要介護と認定され、もしくは事業対象者とされた方で、サービスが必要と認められる方
敬老金などの贈呈	9 月に敬老金などを贈呈 ☎ 88歳・100歳の方

